

令和元年第10回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年10月23日（水） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（8名）

1番 坂 元 勝 志

3番 田 畑 和 成

5番 深 水 美佐子

7番 赤 崎 敬一郎

4番 豊 増 文 夫

6番 南 原 奈美子

8番 吉 留 義 晃

10番 池 山 準 一

出席推進委員（19名）

11番 下市 博彰 12番 甫立 浩二 13番 野間 菊昭

15番 久保 正昭 16番 柿園 藤男

17番 帖佐 達郎 18番 三腰 修一 19番 竹井 好博

20番 長野 壯二 22番 徳留 伸一

23番 下屋敷 正 24番 野元 秀一 25番 栗野 一三

26番 堀之内 睦 27番 上屋敷 守 28番 大迫 勝哉

29番 竹之内 重則 30番 熊田 孝治

34番 坂元 智一

職員（8名）

事務局長 岩 下 純 一

農地係長 松 山 明 浩

農地係主査 下大迫 誠

農地係主査 福 留 章 乃

地域振興係長 牟田園 和 行

林業振興係長 上谷川 征 和

農業振興係 竹 内 くるみ

農地中間管理事業推進員 外川内 勉

4 欠席農業委員（2名）

5 会次第

(1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (3件)

(2) 議案第2号 農地法第5条申請について (13件)

(3) 議案第3号 農用地利用集積計画について (71件)

(4) 議案第4号 非農地証明について (1件)

(5) その他

6 その他

事務局長 ただ今から令和元年第10回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中8名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中19名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
1番 坂元勝志委員、3番 田畑和成委員をお願いいたします。

次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、会務報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (下大迫) 「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局 10-1番について説明をいたします。渡人の●●さんから経営規模の縮小の依頼がありまして話がまとまったようです。受人の●●さんはお茶農家の方です。求名を中心に経営をされておられます。申請地の中の畑はお茶畑として田は水稻作付を以前からされておられた●●さんへお願いされるということです。進入路や境界等はしっかりしており、特に問題はないとの報告が米永推進委員よりありました。よろしく申し上げます。

27番委員 10-2番及び10-3番について説明をいたします。受人である●●さんは求名の出身ではありますが、現在は柏原の京塚原に住んでおられまして、お父さんと一緒にお茶を栽培されておられます。今回規模拡大をしたいとのことで、渡人と話がまとまったようであります。申請地は境界もしっかりしており何ら問題はありませんでした。以上です。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

4番委員 　教えていただきたい。10—1番の総体面積3,955㎡で10万円と
なっていますが根拠についてわかる範囲で教えていただきたい。

事務局 　10—1番につきましては、渡人は無償で譲りたいとの意向でありまし
た。そのような申し出でしたが、受人の●●さんがいくら何でもそれでは
ということで10万円という金額を提示されたようでした。

4番委員 　わかりました。

議長 　他にございませんか。

　　（なしの声あり）

　　意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」
は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

　　（全員挙手）

　　全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、
原案のとおり許可することに決定いたします。

　　次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—1番につ
いてを議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（松山） 　議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—1番について説
明
　　申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、
申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお
願いいたします。

11番委員 　10—1番について説明いたします。申請地はウッドタウンに隣接して
おり、都市計画用途地域内農地になっています。境界はブロック積で囲ま
れています。また、進入路、排水につきましても指摘するところはござい
ませんでした。以上でございます。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局か
ら説明をお願いします。

事務局
（松山） 　農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありま
せんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10—2番について説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

16番委員 10—2番について説明いたします。申請地は資料の50ページをご覧ください。現在は耕作されておらず、周りは家庭菜園として利用されています。境界や進入路については何ら問題はないと思われます。敷地内の雨水は地下浸透で対応されるほか東側に水路がありそれを利用されるそうです。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員 太陽光発電施設の転用について教えていただきたい。今回の申請のように賃貸借でされる場合に期限が過ぎた後の対応についてどのようになるのかを教えてください。

事務局 太陽光発電施設になりますと課税上では雑種地として課税され、地目については一般的には雑種地へ地目変更されます。ただし、地目変更をせずに賃貸借期間が終了後施設を撤去されれば、農地に戻ることも考えられます。また、地目変更された後の土地については再度の転用許可は必要ありません。

7 番委員

了解いたしました。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-2 番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-3 番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-3 番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

19 番委員

10-3 番について説明いたします。河川のい堰の工事をここ 2、3 年行なっておりまして、今回は大型クレーンを搬入する計画でありまして進入路が狭いことから一時的に転用します。なお、申請地は進入路とその農地の表土を仮置き場とする申請であります。何ら問題はないと思われま

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-3番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-4番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-4番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

29番委員

10-4番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子であります。父親の所有の土地を借り受け息子が家を立てるという計画であります。申請地は以前は梅園だったと記憶していますが、現在は栽培されていません。この畑を分筆して住宅を建築いたします。境界、進入路については問題はありません。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-4番については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-5番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-5番について説

(松山)	明 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
5 番委員	10-5 番について説明いたします。申請地は資料の53ページにありますように●●工場の南側になります。受人の●●さんから精米工場の駐車場用地としたいので売っていただきたいと渡人の●●さんに話がありました。●●さんは高齢で足も悪いため、畑を耕作できないので売ることにしたということでした。申請地は道路、宅地に囲まれており何ら問題はないかと思われまます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。
事務局 (松山)	農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-5 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-5 番について、許可することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-6 番から10-13 番までを、関連がございますので、一括して議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (松山)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-6 番から10-13 番について説明 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。
27 番委員	10-6 番から10-13 番について説明いたします。申請地は資料の54ページ、55ページをご覧ください。場所は虎居から出水方面に向かう国道326号線沿いになり、北薩木材流通センターと国道に囲まれてい

ます。周りには人家もなく騒音も問題とらないと思います。また、車の出入りも国道からスムーズに行えます。排水については側溝を入れて対応されるようです。また、敷地は50cm程度盛り土をされますので、何ら問題はないかと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ここで、農山漁村再生可能エネルギー法の窓口であります企画政策課の牟田園地域振興係長に、これまでのいきさつについてご説明して頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

地域振興係
牟田園係長 資料に基づきこれまでの経緯について説明。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に關しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

24番委員 關連してお伺ひいたします。この工場では個人所有の山から出た木材の枝などの木くずなども受け入れていただけるのでしょうか。

林業振興係
上谷川係長 今回の事業者が計画されておられますのは、間伐材を利用するものであります。買取価格につきましては間伐材が一番高くてその他の材は単価が下がっていきます。なお、この間伐材は森林計画を立てたところから出てくる間伐材や保安林からものなど決められています。現在のところ一般個人からの受入れは考えられていません。ただし、始まってからそういう声上がるようであれば考えられるのではと思ひます。

24番委員 このような意見を言ったのは、最近、山の伐採がなされた後に木くずが放置されており災害の発生が危惧される状況で少しでもそのような木くずが処理されればいいのではと思つた次第です。

議長 担当される係長さん方には、今後協議を進めていただきたいと思ひます。私の方からお尋ねいたします。木材は町内だけなのでしょうか。

林業振興係
上谷川係長 木材の需要につきましては、約3万立方ほどを計画されておられるようです。その拠点から30km圏内から集める計画です。町内からは10%から20%の調達となるようです。町内からは到底3万立方は集めることはできません。さつま町以外では、出水市、伊佐市、薩摩川内市から集めることとなります。足らない場合は霧島市からも調達することも考えられています。

26番委員 書類審査並びに現地調査を行いました。その時点では思ひつきませんでしたが焼却時の粉じんが環境に影響ない程度のものなのか伺ひたい。次は木材の調達量について11社それぞれ調達量が記載されていますが取扱量なのか供給量なのかよくわかりません。取扱量であれば計画が変わってく

ると思われまますのでしっかり検討をお願いします。

地域振興係
牟田園係長

繰り返しますが水につきましては町の水道課と打協議をされています。現在の状況では供給ができないことから、ボーリングをして地下水を利用する計画であります。チップの燃焼につきましては、環境への基準が厳しくなっていることから当然対策を立てておられると思います。ただし、どのような設備で対応されるかは把握しておりません。あと、燃料計画であります、事業をされる営業の方が木材供給の事業者に対して調査、場合によっては森林計画と一緒に計画されるなどして燃料の確保について協定を結ばれておられます。ただし、協定ですので契約とは若干違うようで供給量が協定の量に達しなくても罰則などはありません。営業の話では、確実な供給量で協定を結んでいるとのことでした。

事務局

補足で説明いたします。水につきましては提出されております配置図にも井戸の位置が示されております。粉じんにつきましては私も気になっていましたので会社に設備の仕様書などを見せていただき確認しています。燃料の供給につきましては、達成できない事業者が出てきた場合には、別の供給先を見つけると話されています。なお、このような状況を想定した計画となっているようです。

26番委員

ボーリングをすとのことですが周辺への影響は考慮されていますか。

議長

影響については、今の段階では考慮されているか分からない状況でありますことから、次回でも報告いただきたいと思います。

12番委員

周辺の甫立原ではボーリングをされていますが、水が出ない状況でありまして申請地はそこよりも高い所にあり難しいのではと思います。水源調査されていますか。

地域振興係
牟田園係長

現在のところ、ボーリングをすることしか聞いていません。

議長

色々な課題が見受けられます。稼働がまだ先ですので十分な検討をお願いしたい。ただし、今回の5条申請の内容につきましては、問題はないようであります。

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-6番から10-13番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の10-6番から10-13番について、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留) 議案第3号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

24番委員 10-1番(11ページ)については、非常に調査が難しいでした。電話番号など連絡先を今後は教えていただきたい。

事務局 10-1番(11ページ)は特殊な事例でありました。譲渡人、譲受人とも24番委員の担当地区外の方であり調査が難しかったということは了解しています。農地の所在が担当地区内であったために24番委員にお願いしたところでした。今後は連絡先などを明記するよういたします。大変申し訳ありませんでした。

26番委員 10-2番(8ページ)と10-3番(9ページ)は、以前農地法3条で申請があり許可になった案件と記憶していますが、今回また申請があった理由を教えてください。

事務局 26番委員が指摘されておられるとおり8月の総会で農地法3条により許可があった案件であります。申請人から許可の取り消しの申し出があり許可の取り消しをいたしました。理由としましては、譲受人である●●の代表者のお父様が独断で司法書士に3条申請での申請をお願いされた経緯があるようで、代表である息子さんと行き違いがあったようです。光の郷は認定農業者になっており登記などについて農業委員会で代行できることから改めて申請をされました。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議長	<p>「議案第4号 非農地証明について朗読及び説明」</p> <p>ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。</p>
12番委員	<p>10-1番について報告いたします。申請地は56ページにありますとおり細長い形状で、30年以上前から耕作用の道路として利用されていたようです。今回この道路の先で住宅の建築も計画されているようです。この細長い土地で碎石なども敷き詰められていることから、農地に戻すという事は難しいことから非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願ひ」については、妥当とすることに決定いたします。</p> <p>次に、(5)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>事務局は何かありますか。</p> <p>無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。</p> <p>次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。</p>
事務局	<p>別紙資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農振見直しに関する説明(農政課) ・農地パトロールの進捗について ・総点検活動のアンケートについて(農業委員会活動記録簿) ・諫早市農業委員会視察研修受入れ(11/5 15:30~) ・西之表市農業委員会視察研修受入れ(11/14 10:30~) ・小値賀町農業委員会視察研修受入れ(11/14 10:30~) ・熊本県玉名地方協議会視察研修受入れ(11/25 13:30~) (会長,代理,下屋敷委員,帖佐委員)予定 ・全国農業新聞の購読について ・11月21日地域別農業委員研修会について ・農地中間管理事業5年後見直しの農業委員会の意義について

- ・情報提供：センチピードグラスについて（野元推進委員）

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

（なしの声あり）

それでは、以上をもちまして、令和元年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員